

税理士法事務取扱規程

〔昭和二六・一二・二二〕
国税庁訓令特第二九号

改正 昭和三〇国税庁訓令特第三号	昭和三一国税庁訓令特第三号
昭和三一国税庁訓令特第二四号	昭和三一国税庁訓令特第三五号
昭和三六国税庁訓令特第二一号	昭和三二国税庁訓令特第三号
昭和三二国税庁訓令特第一二号	昭和三三国税庁訓令特第一九号
昭和三四国税庁訓令特第四号	昭和三〇国税庁訓令特第六号
昭和三八国税庁訓令特第二号	昭和三八国税庁訓令特第一五号
昭和三〇国税庁訓令特第二号	平六国税庁訓令特第四号
平一二国税庁訓令第一四号	平一四国税庁訓令第六号

第一章 総 則

(この訓令の適用範囲)

第一条 国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）及び税務署における税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号。以下「法」という。）に関する事務の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。（昭和五八訓令特第二号改正）

第二章 税理士試験

(税理士試験受験資格認定通知書及び税理士試験受験資格不適合通知書)

第二条 国税審議会会長（以下「審議会会長」という。）は、税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号。以下「規則」という。）第一条の四第二項の規定により、同条第一項に規定する申請書を提出した者に対し、税理士試験受験資格を認定し、又は認定しない旨の通知をするときは、それぞれ税理士試験受験資格認定通知書（別紙第一号様式）又は税理士試験受験資格不適合通知書（別紙第二号様式）によるものとする。（昭和三四訓令特第四号、昭和三八訓令特第二号、平一二訓令第一四号、平一四訓令第六号改正）

2 審議会会長は、税理士試験の受験資格を認定した者の氏名その他所要の事項を税理士試験受験資格認定者名簿（別紙第三号様式）に記載するものとする。（昭和三四訓令特第四号追加、昭和三八訓令特第二号、平一二訓令第一四号、平一四訓令第六号改正）

(証明書の添付)

第三条 国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）は、規則第二条第一項に規定する税理士試験受験願書（次条において「受験願書」という。）を受理するときは、国税審議会が税理士試験ごとに作成する受験案内に記載された受験資格を有することを証する書類を、当該受験願書を提出した者にその受験資格に応じて添付させるものとする。（昭和五八訓令特第二号、平一四訓令第六号改正）

(収入印紙の消印等)

第四条 国税局長は、受験願書を受理したときは、当該受験願書にはられた収入印紙を消印し、当該収入印紙の金額の合計表を税理士試験終了後審議会会長に送付するものとする。（昭和三六訓令特第二一号、昭和五八訓令特第二号、平一二訓令第一四号、平一四訓令第六号改正）

2 国税局長は、規則第二条第三項に規定する研究認定申請書（以下「研究認定申請書」という。）を受理したときは、当該研究認定申請書にはられた収入印紙の金額の合計を、前項の合計表に含めるものとする。（平一四訓令第六号追加）

3 国税庁長官は、前項の研究認定申請書にはられた収入印紙を消印するものとする。（同上）

(税理士試験受験失格てん末書)

第五条 税理士試験試験官は、法第十条第一項の規定により、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対して試験の停止処分をしたときは、当該者の氏名、本籍、住所及び不正行為の事実を記載した税理士試験受験失格てん末書を作成し、当該者本人にその事実を確認させて、審議会会長に報告するものとする。（昭和五八訓令特第二号、平一二訓令第一四号、平一四訓令第六号改正）

(研究内容の認定通知)

第六条 審議会会長は、規則第二条の三第二項の規定により、研究認定申請書を提出した者に対し、法第七条第二項若しくは第三項に規定する認定をし、又は認定をしない旨の通知をするときは、それぞれ税理士試験等結果通知書（別紙第四号（その一）様式）又は研究不認定通知書（別紙第五号様式）によるものとする。（平一四訓令第六号追加）

2 審議会会長は、前項の規定により通知した者の氏名その他所要の事項を税理士試験結果表（別紙第七号様式）に記載するものとする。（同上）

(税理士試験一部科目免除の通知)

第七条 審議会会長は、規則第二条の三第三項の規定により、規則第二条第四項による試験の免除を申請した者に対し、法第八条第一項各号に規定する科目の試験を免除することを決定し、又は免除しないことを決定した旨の通知をするときは、それぞれ税理士試

験等結果通知書（別紙第四号（その一）様式）又は税理士試験一部科目不免除決定通知書（別紙第六号様式）によるものとする。（昭和四四訓令特第四号追加、昭和五八訓令特第二号、平一二訓令第一四号、平一四訓令第六号改正）

- 2 審議会会長は、前項の規定により通知した者の氏名その他所要の事項を税理士試験結果表（別紙第七号様式）に記載するものとする。（同上）

（試験免除の通知）

第八条 審議会会長は、規則第三条第三項の規定により、同条第一項に規定する税理士試験免除申請書を提出した者に対し、試験科目の全部の試験を免除することを決定し、又は免除しないことを決定した旨の通知をするときは、それぞれ税理士試験免除決定通知書（別紙第八号様式）又は税理士試験免除申請書の審査結果通知書（別紙第九号様式）によるものとする。（昭和五八訓令特第二号、平一二訓令第一四号、平一四訓令第六号改正）

- 2 審議会会長は、規則第三条第四項の規定により、同条第二項に規定する研究認定申請書兼税理士試験免除申請書（以下この条において「研究認定申請書兼税理士試験免除申請書」という。）を提出した者に対し、法第七条第二項又は第三項に規定する認定をし、若しくは認定をしない旨又は試験科目の全部の試験を免除することを決定し、若しくは免除しないことを決定した旨の通知をするときは、それぞれ税理士試験免除決定通知書（別紙第八号様式）又は研究認定申請書兼税理士試験免除申請書の審査結果通知書（別紙第十号様式）によるものとする。（平一四訓令第六号追加）

- 3 国税庁長官は、研究認定申請書兼税理士試験免除申請書にはられた収入印紙を消印するものとする。（同上）

- 4 審議会会長は、税理士試験の試験科目の全部につき試験を免除した者の氏名その他所要の事項を税理士試験免除者名簿（別紙第十一号様式）に記載するものとする。（昭和五八訓令特第二号、平一二訓令第一四号、平一四訓令第六号改正）

（合格証書）

第九条 審議会会長は、法第十一条第一項の規定により、税理士試験に合格した者に当該試験に合格したことを証する証書を授与するときは、合格証書（別紙第十二号様式）によるものとする。（昭和五八訓令特第二号、平一二訓令第一四号、平一四訓令第六号改正）

- 2 審議会会長は、税理士試験に合格した者の氏名その他所要の事項を税理士試験結果表（別紙第七号様式）に記載するものとする。（同上）

（試験科目一部合格等の通知）

第十条 審議会会長は、法第十一条第二項の規定により、税理士試験

科目のうち一部の科目について法第七条第一項に規定する基準以上の成績を得た者（以下この条において「一部合格者」という。）に対し、当該基準以上の成績を得た科目を通

知するときは、税理士試験等結果通知書（別紙第四号（その一）様式）によるものとする。（昭和五八訓令特第二号、平一二訓令第一四号、平一四訓令第六号改正）

- 2 審議会会長は、一部合格者の氏名及び科目その他所要の事項を税理士試験結果表（別紙第七号様式）に記載するものとする。（同上）
- 3 審議会会長は、税理士試験科目のうち法第七条第一項に規定する基準以上の成績に達しなかった科目がある者に対し、税理士試験結果通知書（別紙第四号（その二）様式）により、当該基準以上の成績に達しなかった科目（受験しなかった科目を除く。）の成績を通知するものとする。（平一四訓令第六号追加）

第三章 登 録

（登録申請書副本の取扱い）

第十一条 税務署長は、法第二十一条第二項の規定により、税理士会から税理士登録申請書の副本（以下この章において「登録申請書副本」という。）の送付を受けたときは、税理士登録申請者が税理士となる資格を有するかどうか、又は法第二十四条の規定に該当しないかどうか調査の上、十五日以内に所轄国税局長に提出するものとする。

この場合において、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は法第二十四条の規定に該当すると認められたときは、登録申請書副本に添付された税理士の登録に関する通知書（日本税理士会連合会が定める様式による。以下この条において「通知書」という。）にその事由及び事実を記載するものとする。（昭和三六訓令特第二一号、昭和五八訓令特第二号、平一四訓令第六号改正）

- 2 国税局長は、前項の規定による登録申請書副本及び通知書を受理したときは、当該通知書に税理士登録申請者が税理士となる資格を有せず、又は法第二十四条の規定に該当すると認められた旨の記載があった者については、税務署長が登録申請書副本を受理した日から一か月以内に当該通知書を日本税理士会連合会に送付するものとする。（同上）
- 3 国税局長は、第一項の規定による登録申請書副本及び通知書を受理した場合において当該通知書に税理士登録申請者が税理士となる資格を有せず、又は法第二十四条の規定に該当すると認められた旨の記載がなかった者について、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は法第二十四条の規定に該当すると認められたときは、当該通知書にその事由及び事実を記載して、税務署長が登録申請書副本を受理した日から一か月以内に日本税理士会連合会に送付するものとする。（同上）

（登録拒否の通知）

第十二条 国税庁長官は、法第二十三条第二項の規定により日本税理士会連合会から登録を拒否した旨の通知を受けたときは、その旨を当該登録を拒否された者の住所地を管轄する国税局長に通知するものとする。（昭和三六訓令特第二一号、昭和五八訓令特第二号、平一四訓令第六号改正）

- 2 国税局長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を登録を拒否された者の住所地を管轄する税務署長に通知するものとする。(昭和三六訓令特第二一号、昭和五八訓令特第二号)

第四章 税理士の権利及び義務

(業務の停止及び再開)

第十三条 国税庁長官は、税理士が法第四十三条の規定により税理士業務を行ってはならないこととなったときは、その税理士の事務所の所在地を管轄する国税局長にその旨を通知するものとする。税理士が同条後段の規定に該当しないこととなったときも、また同様とする。(昭和三六訓令特第二一号、昭和五八訓令特第二号、平一四訓令第六号改正)

- 2 国税局長は、前項の規定による通知を受けたときは、その税理士の事務所の所在地を管轄する税務署長にその旨を通知するものとする。(昭和五八訓令特第二号追加)

第五章 雑 則

(臨時の税務書類の作成等の許可の通知)

第十四条 国税局長は、法第五十条第一項の規定により、臨時の税務書類の作成等の許可の申請をした者に対し、許可の決定をしたときは、許可書(別紙第十三号様式)を所属団体の所在地を管轄する税務署長を経由して当該申請者に交付するものとする。(昭和三六訓令特第二一号、昭和五八訓令特第二号、平一四訓令第六号改正)

(税理士業務を行う弁護士の通知書面及び受領書)

第十五条 規則第二十六条第一項に規定する弁護士が税理士業務を行う旨を記載した書面には、氏名、住所、弁護士事務所の名称及び所在地並びに弁護士名簿登録番号を記載させるものとし、当該書面を受理した国税局長は、税理士業務開始通知受領書(別紙第十四号(その一)様式)を作成し、当該弁護士に交付するとともに、その旨を国税庁長官に通知するものとする。(昭和三六訓令特第二一号、昭和五八訓令特第二号、平一四訓令第六号改正)

- 2 規則第二十六条第一項に規定する弁護士法人が税理士業務を行う旨を記載した書面には、名称、弁護士法人名簿届出番号、税理士業務を行う事務所の所在地(当該事務所が従たる事務所の場合は、主たる事務所の所在地を含む。)並びに社員である弁護士全員の氏名及び弁護士名簿登録番号を記載させるものとし、当該書面を受理した国税局長は、当該弁護士法人の社員全員が前項に規定する書面を提出した弁護士であることを確認の上、税理士業務開始通知受領書(別紙第十四号(その二)様式)を作成し、当該弁護士法人に交付するとともに、その旨を国税庁長官に通知するものとする。(平一四訓令第六号追加)

附則

- 1 この訓令特第二九号は、昭和二十六年十二月二十二日から施行する。
- 2 従前の通達がこの訓令特に矛盾しまたは触するときはこの訓令特が優先する。

附則（昭三〇国税庁訓令特第三号）

この訓令は、昭和三十年四月一日から施行する。

附則（昭三一国税庁訓令特第三号）

この訓令は、昭和三十一年二月二十一日から施行する。

附則（昭三一国税庁訓令特第二四号）

この訓令は、昭和三十一年七月五日から施行する。

附則（昭三一国税庁訓令特第三五号）

この訓令は、昭和三十一年十月二十日から施行する。

附則（昭三六国税庁訓令特第二一号）

- 1 この訓令は、昭和三十六年十二月十日から施行する。
- 2 改正前の税理士法事務取扱規程の規定により、国税局に置いた税理士名簿副本は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、改正後の税理士法事務取扱規程（以下「新規程」という。）の規定による国税局税理士名簿とみなす。
- 3 昭和三十一年七月六日付官総六——四二「各税務署に税理士台帳を整備することについて」通達により作成した税理士台帳は、施行日以後は、新規程の規定により作成した税理士台帳とみなす。

附則（昭四二国税庁訓令特第三号）

この訓令は、昭和四二年四月一日から施行する。

附則（昭四二国税庁訓令特第一二号）

この訓令は、昭和四二年十二月一日から施行する。

附則（昭四三国税庁訓令特第一九号）

この訓令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附則（昭四四国税庁訓令特第四号）

この訓令は、昭和四十四年四月二十八日から施行する。

附則（昭五〇国税庁訓令特第六号）

- 1 この訓令は、昭和五〇年七月一日から施行する。
- 2 改正前の税理士法事務取扱規程の規定により、国税局に置いた国税局税理士名簿及び税務署に置いた税理士台帳は、この訓令の施行の日以後は、改正後の税理士法事務取扱規程による国税局税理士名簿及び税務署税理士名簿とみなす。

附則（昭五八国税庁訓令特第二号）

この訓令は、昭和五十八年三月二日から施行する。

附則（昭五八国税庁訓令特第一五号）

この訓令は、昭和五十八年八月二十六日から施行する。ただし、第二十二條の改正規定中許可公認会計士名簿の作成に係る部分については、昭和五十五年十月十三日から適用する。

附則（昭六〇国税庁訓令特第二号）

この訓令は、昭和六十年七月一日から施行する。

附則（平六国税庁訓令特第四号 国税文書のA版化に伴い
既往訓令を整備する訓令）

この訓令は、平成六年六月二十三日から施行する。ただし、従前の様式については当分の間、これを使用することができる。

附則（平一二国税庁訓令第一四号 中央省庁等改革関係
法令の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令）

- 1 この訓令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に存するこの訓令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平一四国税庁訓令第六号）

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

(別紙)

第1号様式 (昭30訓令特第3号、昭58訓令特第2号、平6訓令特第4号、平12訓令第14号改正)

第 号
税理士試験受験資格認定通知書
平成 年 月 日
殿
国税審議会会長 ㊟
平成 年 月 日付で提出された税理士試験受験資格認定申請書については、審査の結果、税理士試験受験資格を有するものと認定しましたから通知します。

(日本工業規格 A4)

第2号様式 (昭30訓令特第3号、昭58訓令特第2号、平6訓令特第4号、平12訓令第14号改正)

第 号
税理士試験受験資格不適合通知書
平成 年 月 日
殿
国税審議会会長 ㊟
平成 年 月 日付で提出された税理士試験受験資格認定申請書については、審査の結果、下記の理由により税理士試験受験資格を有しないものと認定しましたから通知します。
記

(日本工業規格 A4)

第3号様式 (昭44訓令特第4号追加、昭58訓令特第2号、平6訓令特第4号、平14訓令第6号改正)

税理士試験受験資格認定者名簿

通知番号	氏名	生年月日	年 月 日		認定事由
			申請	承認	

(日本工業規格 A4)

第4号(その1)様式(昭44訓令特第4号追加、昭58訓令特第2号、平6訓令特第4号、平12訓令第14号、平14訓令第6号改正)

(表 面)

	一部科目合格通知番号第 号									
	一部科目免除通知番号第 号									
税理士試験等結果通知書										
	平成 年 月 日									
受験地 _____										
受験番号 _____	国税審議会会長 ㊤									
氏 名 _____ 殿										
(生年月日 _____)										
あなたの										
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 年(第 回)に実施した税理士試験の結果 ・税理士法第7条第2項又は第3項の規定による研究認定の申請結果 ・税理士法第8条の規定による試験科目のうち一部の科目についての試験免除の申請結果について、下欄に表示したとおりでしたから通知します。 										
試験科目	簿記論 財務諸表論	所得税法	法人税法	相続税法	消費税法	酒税法	国税徴収法	住民税	事業税	固定資産税
本年の結果										
過去の結果										
(注) 記載内容については裏面を参照してください。										

(裏 面)

記載内容の説明

1 「本年の結果」欄

(1) 「ゴウカク」・・・税理士法第7条第1項に規定する基準以上の成績を得た科目を示します。

(2) 「ニンテイ」・・・税理士法第7条第2項又は第3項の規定の適用を受けたことを示します。

(3) 「メンジョ」・・・税理士法第8条の規定の適用を受けたことを示します。

2 「過去の結果」欄

(1) 「ゴ 13」・・・13年度に上記1(1)に該当したことを示します。

(2) 「ニ 15」・・・15年度に上記1(2)に該当したことを示します。

(3) 「メ 13」・・・13年度に上記1(3)に該当したことを示します。

(21.5cm×11.5cm)

第4号(その2)様式(平14訓令第6号追加)

<p style="text-align: center;">税理士試験結果通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>受験地 _____</p> <p>受験番号 _____ 氏名 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">国税審議会会長</p> <p>平成 年(第 回)に実施した税理士試験において、あなたが受験した試験科目のうち合格点に達しなかった科目の成績を下欄のとおり通知します。</p> <p>なお、試験問題、解答及び得点に関する照会には応じられません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 5%;">試験科目</th> <th style="width: 10%;">簿記論</th> <th style="width: 10%;">財務諸表論</th> <th style="width: 10%;">所得税法</th> <th style="width: 10%;">法人税法</th> <th style="width: 10%;">相続税法</th> <th style="width: 10%;">消費税法</th> <th style="width: 10%;">酒税法</th> <th style="width: 10%;">国税徴収法</th> <th style="width: 10%;">住民税</th> <th style="width: 10%;">事業税</th> <th style="width: 10%;">固定資産税</th> </tr> <tr> <td>ランク</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>((ランクの内容) A=59~50点、B=49~40点、C=39~30点、D=29~0点 (この税理士試験結果通知書は、来年度以降実施する試験の受験資格を有することを証する書面として使用できます。))</p>												試験科目	簿記論	財務諸表論	所得税法	法人税法	相続税法	消費税法	酒税法	国税徴収法	住民税	事業税	固定資産税	ランク											
試験科目	簿記論	財務諸表論	所得税法	法人税法	相続税法	消費税法	酒税法	国税徴収法	住民税	事業税	固定資産税																								
ランク																																			

(21.5cm×11.5cm)

第5号様式(平14訓令第6号追加)

	第 号
<p style="text-align: center;">研究不認定通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">国税審議会会長 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付で提出された研究認定申請書については、審査の結果、下記の理由により</p> <p>〔税法〕 〔会計学〕</p> <p>に属する科目等に関する研究であるとの認定をしないこととしましたから通知します。</p>	

(日本工業規格 A4)

第6号様式 (平14訓令第6号追加)

第	号
税理士試験一部科目不免除決定通知書	
平成 年 月 日	
殿	
国税審議会会長 ㊟	
平成 年 月 日付で提出された第 回税理士試験の一部科目の免除申請については、審査の結果、下記の理由により免除しないことを決定しましたから通知します。	
記	

(日本工業規格 A4)

第7号様式 (昭44訓令特第4号追加、昭58訓令特第2号、平14訓令第6号改正)

税理士試験結果表

合格証 番号	一部合 格番号	一部免 除番号	受験地	受 験 番 号	氏 名	生 年 月 日	備 考

(日本工業規格 A4)

第8号様式（昭30訓令特第3号、昭44訓令特第4号、昭58訓令特第2号、平6訓令特第4号、平12訓令第14号、平14訓令第6号改正）

第 号	
税理士試験免除決定通知書	
平成 年 月 日	
殿	
国税審議会会長 ㊟	
<p>平成 年 月 日付で提出された税理士試験免除申請書については、審査の結果、全科目について税理士試験を免除することを決定しましたから通知します。</p>	
免除事由	
税理士法第11条第2項の規定により通知された科目	
税理士法第7条第2項又は第3項の規定により認定された科目	
税理士法第8条の規定により受験を免除された科目	

（日本工業規格A4）

第9号様式（昭33訓令特第3号、昭58訓令特第2号、平6訓令特第4号、平12訓令第14号、平14訓令第6号改正）

第 号	
税理士試験免除申請書の審査結果通知書	
平成 年 月 日	
殿	
国税審議会会長 ㊟	
<p>平成 年 月 日付で提出された税理士試験免除申請書についての審査の結果は、下記のとおりでしたから通知します。</p>	
記	

（日本工業規格A4）

第 12 号様式 (昭 58 訓令特第 2 号、平 6 訓令特第 4 号、平 12 訓令第 14 号、平 14 訓令第 6 号改正)

第 号	合 格 証 書	氏 名	年 月 日 生	右の者 税理士試験に合格したことを証する。 平成 年 月 日	国 税 審 議 会 会 長 印
--------	------------------	--------	------------------	--------------------------------------	--

(日本工業規格 A 4)

別紙第13号様式（昭30訓令特第3号、昭36訓令特第21号、昭58訓令特第2号、平6訓令特第4号、平14訓令第6号改正）

第 号

臨時の税務書類の作成等の許可書

住 所	
所属法人名及び主な 事務所の所在地	
地位又は職名	
氏 名	

上記の者は、税理士法第50条第1項の規定に基づき、下記の条件により臨時の税務書類の作成及びこれに関連する税務相談を行うことを許可します。

平成 年 月 日

国税局長 印

記

1 税 目	
2 事務の種類	
3 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
4 地 域	
5 右のいずれかに該当することとなった場合には、この許可の効力は直ちに消滅するものとする。	① 税理士法第4条各号の一に該当することとなった場合 ② 税理士法第24条第1号に該当することとなった場合 ③ 所属地方公共団体又は所属法人における地位又は職を失った場合
6 右のいずれかに該当することとなった場合には、この許可を取り消すものとする。	① 税理士法第24条第3号から第6号までの一に該当することとなった場合 ② 納税事務の適正な実施を妨げ、又は納税に関する道義を乱すようなおそれがあり、その他税務書類の作成等を行わせるのに適格性を欠くこととなった場合 ③ 許可の条件に違反した場合

(日本工業規格 A4)

別紙第14号(その1)様式(昭30訓令特第3号、昭58訓令特第2号、平6訓令特第4号、平14訓令第6号改正)

		第	号
税 理 士 業 務 開 始 通 知 受 領 書			
		平成	年 月 日
登 録 番 号			
弁 護 士	殿		
		国税局長	印
平成	年	月	日付で提出された税理士法第51条第1項
の規定による税理士業務を行う旨の通知書は、平成 年 月 日受領			
しました。			

(日本工業規格 A4)

別紙第14号(その2)様式(平14訓令第6号追加)

		第	号
税 理 士 業 務 開 始 通 知 受 領 書			
		平成	年 月 日
届 出 番 号			
弁護士法人	殿		
		国税局長	印
平成	年	月	日付で提出された税理士法第51条第3項
の規定による税理士業務を行う旨の通知書は、平成 年 月 日受領			
しました。			

(日本工業規格 A4)